○中部地方整備局告示第一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十一日　中部地方整備局長　富田　英治

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
名古屋市南区東又兵ヱ町一丁目三四番一から同市南区東又兵ヱ町一丁目一二番一まで	前	七〇・三〇～八一・一〇	〇・〇一二
	後	七〇・三〇～八七・二〇	〇・〇一二

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十一日　中部地方整備局長　富田　英治

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三百二号　名古屋市緑区黒沢台一丁目二〇〇一番から同市緑区乗鞍一丁目一〇六番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中部地方整備局及び同局愛知国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年一月十一日

○近畿地方整備局告示第六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十一日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
米原市梅ヶ原字跡口一一〇〇番一から同市梅ヶ原字團子田七七三番まで	前	九・一二～一四・七六	〇・〇八九
	後	一四・七六～一九・八〇	〇・〇八九

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十一日　近畿地方整備局長　上総　周平

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

八号　米原市梅ヶ原字跡口一一〇〇番一から同市梅ヶ原字團子田七七三番まで　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年一月十一日

○北海道開発局告示第一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十一日　北海道開発局長　高松　泰

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十一号及び四百五十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
北海道増毛郡増毛町雄冬八五番一から同町雄冬九五八番まで	前	三四・三四～四六・七一	〇・一〇二
	後	三四・三四～五二・六六	〇・一〇二

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

二 (一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百七十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
北海道上川郡清水町字下佐幌基線七三番六から同町字下佐幌東一線七四番一まで	前	二三・五八～四八・七七	〇・三〇二
	後	二三・五八～二八・二五	〇・三〇二
北海道上川郡清水町字熊牛九四番二五から同町字熊牛九三番七まで	前	二三・一八～四二・五四	〇・一七二
	後	二三・〇〇～二八・七四	〇・一七二
北海道上川郡清水町字美蔓西二三線九四番一から同町字美蔓西二三線九三番一五まで	前	二三・九四～三九・一〇	〇・一四八
	後	二三・五〇～二六・三一	〇・一四八

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

三 (一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百七十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
北海道川上郡標茶町字西標茶六〇番二から同町字西標茶四四番二まで	前	一九・五〇～三五・五〇	〇・一七一
	後	二六・五〇～四四・〇〇	〇・一七一

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十一日　北海道開発局長　高松　泰

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百七十四号　北海道上川郡清水町字下佐幌基線七三番六から同町字人舞二二三番四五まで　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

〃　北海道上川郡清水町字人舞二一八番一から同町字人舞二一四番一まで　〃

〃　北海道上川郡清水町字熊牛九六番一九から同町字熊牛九三番七まで　〃

〃　北海道上川郡清水町字美蔓西二三線九四番一から同町字美蔓西二三線九四番八まで　〃

供用開始の期日　平成二十三年一月十一日